

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一の二 次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日</p> <p>二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十</p>

八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第二十二条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項の改正規定及び附則第二十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔略〕

五 第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日

〔別に法律で定める日の検討〕

第一条の二 前条第五号の別に法律で定める日については、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受

八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第九条 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第九条 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、

又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

254 〔略〕

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条

区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

254 〔同上〕

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条

の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書が有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第五号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第五号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第五号施行日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第五号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第五号施行日から

の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書が有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から

起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第五号施行
日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正
後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含
む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為につ
いては、第五号施行日前においても行うことができる。

起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行
日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正
後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含
む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為につ
いては、第二号施行日前においても行うことができる。